

平成30年度介護報酬改定 サービス別の改定事項【福祉用具, 居宅介護支援】

資料5-3

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

基準種別	16 福祉用具貸与		17 居宅介護支援				
	改定事項	概要	改定事項	加算名	加算新設	概要	
人員基準の見直し			③質の高いケアマネジメントの推進			主任ケアマネを管理者の要件とする（経過措置3年）	
運営基準の見直し	①貸与価格の上限設定等	用具貸与について、現行の商品はH30.10から価格の上限設定を行う。新商品はH31以降同様の取扱いとする。	①医療と介護の連携の強化★			利用者に対し、入院時には担当ケアマネの氏名を入院先に提供できるよう依頼することを義務付ける	
	②複数商品の提示等	相談員に、商品の特徴や全国平均価格、機能や価格の異なる商品を利用者に提示すること、貸与計画書をケアマネにも交付することを義務付ける				医療系サービスを希望する場合に主治医の意見を聞いた時は、主治医にもケアプランを交付することを義務付ける	
						利用者の口腔や服薬状況や状態を、主治医や歯科医師、薬剤師に情報伝達することを義務付ける	
				②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント			末期がん利用者について、主治医の助言を得ることでサービス担当者会議の招集を不要とするなどケアマネプロセスを簡素化
				④公正中立なケアマネジメントの確保★			契約時に利用者に対し、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能であると説明することを義務付ける
				⑤訪問回数の多い利用者への対応			通常より訪問回数の多い訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合は市町に届け出る（H30.10施行）〈省令改正〉
				⑥障害福祉制度の相談支援専門員との連携★			市町は地域ケア会議において、届け出られたケアプランを検証・是正指導を行う〈省令改正〉
介護報酬の見直し			①医療と介護の連携の強化	入院時情報連携加算		入院後3日以内の情報提供を新たに評価する。情報提供の方法に差は設けない	
				退院・退所加算		医療機関との連携回数やカンファレンス参加を上乗せで評価	
				特定事業所加算Ⅳ	(新)	退院退所加算の連携を年35回以上、ターミナルケアマネジメント加算を年5回以上算定、特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定 の要件を満たす場合、さらに評価（H31年度施行）	
			②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント	ターミナルケアマネジメント加算	新	末期がん患者で在宅で死亡した利用者について、通常より頻回な訪問による心身の状態把握と医師等への情報提供を新たに評価	
			③質の高いケアマネジメントの推進	特定事業所加算		他法人の居宅介護支援事業所への支援など、地域のマネジメント機能を向上させる取組を要件に追加	
			④公正中立なケアマネジメントの確保	運営基準減算		契約時に利用者に対し、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能であると説明することの義務違反の場合に減算する	
				特定事業所集中減算		請求事業所数が少ないサービスや医療系サービスを対象から除き、訪問介護、（地域密着）通所介護、福祉用具貸与を対象とする	